

厚生労働大臣の定める揭示事項

●明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。（全額公費負担の患者を除く）

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●当院は九州厚生局佐賀事務所に下記の届出をおこなっております

◇基本診療料の施設規準等に係る届出

- ・時間外対応加算 3

◇特掲診療料の施設規準に係る届出

- ・在宅療養支援診療所 3
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・電子的診療情報評価料
- ・プログラム医療機器管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料

◇その他の届出

- ・酸素の購入単価